		第二十二条の二 銀行等の株式	(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の	附則	改	銀行法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第
- II	を次のよう	2等の保有の	剛限等に関す		正	3法律 (平成
第二条第一三耳	「 第二条第十一頁 ・ 日「 第二条第十三頁 号)の一部を次のように改正する。	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律 (平成	(る法律の一部改正)		案	八十三年法律第
三 に と め	之 5	律(平成	<u> </u>			号) (
		(新設)		附寸		(附則等
				則		第六条関係)
					現	
					行	

財務省設置法 (平成十一年法律第九十五号) (附則 第五条関係)

務及び組織の適正な運営の確保に関する事務をつかさどる。 務のほか、政令で定める日までの間、銀行等保有株式取得機構の業4 財務省は、第三条の任務を達成するため、第匹条各号に掲ける事					1~3 (略)	附則	改正案
( 新設)	所長を含むものとする。	「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ3 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は	消費税の譲渡割」と読み替えるものとする。び地方税法附則第九条の四から第九条の十六までに規定する地方	2 当分の間、第四条第十七号中「内国税」とあるのは、「内国税及八号)の施行の日から施行する。	1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十	附則	現

	確保に関する	遺営の	の業務及と組締の通言	事務をつかさどる。
	全 までの間、銀	政令で定める日までの間、	の集務が目践り動きる事務のほか、政令で	 
(新設)	号に掲げる事	第四条各	金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げる事	2金融庁は、第三条の
年法律第百四十三号)の規定に基づく事務				
二 金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律 (平成十				
第百三十二号)の規定に基づく事務				
一金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律				
る事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。				
第八条 金融庁は、第三条の任務を達成するため、第四条各号に掲げ				第八条 (略)
(所掌事務の特例)				(所掌事務の特例)
附則				附則
現		案	正	改
	第四条関係	) (附則	金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)	金融庁設置法 (平成